

## 府中市コミュニティバス（ワゴンタイプ）実証運行事業者候補者選定要領

令和 7 年 7 月 2 8 日

（趣旨）

第 1 この要領は、府中市コミュニティバス（ワゴンタイプ）実証運行事業（以下「本事業」という。）の運行事業者の候補者（以下「運行事業者候補者」という。）の選定に関し必要な事項を定めるものとする。

（運行事業者候補者の募集）

第 2 市長は、運行事業者候補者を選定しようとするときは、別に定めるところにより、運行事業者候補者を募集するものとする。

（申込の資格）

第 3 運行事業者候補者の募集に申込することができる者は、次の全ての要件を満たすものとする。

道路運送法（昭和 2 6 年法律第 1 8 3 号）第 3 条第 1 号八に規定する一般乗用旅客自動車運送事業を行う法人であること。

府中市内に本社、支店、営業所又は関連する事業所を有する法人であること。

運行開始日までに道路運送法第 2 1 条第 2 項に基づく許可の手続を完了し、運行開始できるものであること。

次のいずれの項目にも該当しないこと。

ア 契約を締結する能力を有しない者

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 3 2 条第 1 項各号に掲げる者

エ 府中市業者指名停止基準による指名停止措置期間中の者

オ 最近 1 年間の公租公課を滞納している者

提出書類の記載事項に虚偽がないこと。

暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条 2 項の規定による暴力団等の構成員を役員、代理人、支配人その他を含め使用していない者であること。また、法人の役員または使用人が、暴力団員との関与があると認められないこと。

（申込）

第 4 運行事業者候補者の選定に参加しようとする者は、申込書に次に掲げる書

類を添えて、市長に提出しなければならない。

選定申込書（様式１）

団体概要（様式２）

事業計画書（様式３）

運行経費見積書

道路運送法第４条第１項の規定に基づく許可を受けていることを証する書類の写し

旅客自動車運送事業等報告規則（昭和３９年運輸省令第２１号）第２条第１項に規定する輸送実績報告書及び次に掲げる事業報告書の写し又はこれらに類する書類

ア 旅客自動車運送事業等報告規則第２条第２項第３号に規定する一般旅客自動車運送事業損益明細表（第１号様式第２表）

イ 旅客自動車運送事業等報告規則第２条第２項第３号に規定する一般旅客自動車運送事業人件費明細表（第１号様式第３表）

法人の事業概要に関する次に掲げる書類

ア 財務諸表（貸借対照表、損益計算書）（過去３年分）

イ 商業登記事項証明書

ウ 国税及び地方税の未納がないことの証明書（納税証明書の写し等）

エ 会社案内等の法人の概要が分かる書類

（選定方法）

第５ 市長は、第４の規定による申込があったときは、別表に定める基準により、提出された申込書等を総合的に審査し、最も適当と認める事業者を運行事業者候補者として選定するものとする。

（選定委員会）

第６ 市長は、第５の規定による運行事業者候補者の審査に当たり、府中市コミュニティバス（ワゴンタイプ）運行事業者候補者選定委員会（以下「選定委員会」という。）を設置する。

２ 選定委員会の委員は、次に掲げる職にある者をもって充てる。

政策経営部政策課長

政策経営部財政課長

生活環境部地域安全対策課長

福祉保健部地域福祉推進課長

都市整備部計画課交通企画担当主幹

- 3 選定委員会に委員長を置き、委員長は計画課交通企画担当主幹とする。
- 4 委員の任期は、運行事業者候補者の選定終了までとする。
- 5 選定委員会は、委員長が招集し、会議の議長となる。
- 6 選定委員会は、前項の規定にかかわらず、会議を招集しない方法により審査することができる。

(選定結果の通知)

第7 市長は、第6の規定による選定を行ったときは、当該選定結果を、通知書により、当該事業者に通知するものとする。

(協定書の締結)

第8 市長は、第7の規定により選定された運行事業者候補者との間において府中市コミュニティバス(ワゴンタイプ)の実証運行事業に関する協定を締結するものとする。

(様式)

第9 この要領の施行について必要な様式は、別に定める。

(雑則)

第10 この要領に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

付 則

この要領は、令和7年7月28日から施行する。

別表 運行事業者候補者審査基準

| 項目       | 審査基準                                                        |
|----------|-------------------------------------------------------------|
| 運行経費     | 能率的な運営を前提としているか。                                            |
|          | 安全運行のために必要な運行経費を確保しているか。                                    |
|          | 運行経費が適正な見積もりに基づいているか。                                       |
| 収益拡大策    | 収益拡大策を有しているか。                                               |
| 運行の安全性   | 旅客運送事業の実績があるか。                                              |
|          | 直近３年以内に国土交通省による処分の状況                                        |
|          | 直近３年以内に重大事故（自動車事故報告規則（昭和２６年１２月運輸省令第１０４号）第２条に掲げる事故をいう。）の発生状況 |
|          | 運輸安全マネジメントの導入状況                                             |
|          | 運行管理体制                                                      |
|          | 整備管理体制                                                      |
|          | 営業所と車庫との距離                                                  |
|          | 適切な乗務割、労働時間を前提とした運転者の選任計画                                   |
|          | 休憩、仮眠又は睡眠のための施設の設置状況                                        |
| 利用者の利便性  | 高齢者、障害者への配慮（バリアフリー車両の導入等）                                   |
|          | 運転者の教育体制                                                    |
|          | 利用者に対する情報提供の体制                                              |
|          | 苦情対応体制                                                      |
|          | 他の交通機関とのネットワーク構築に向けた取組                                      |
| 環境への配慮   | 低公害車の導入状況                                                   |
|          | 省エネルギーへの取組状況                                                |
|          | 交通エコロジー・モビリティ財団のグリーン経営認証又はISO14001の取得の有無                    |
| 緊急時の対応能力 | 事故時の処理体制                                                    |
|          | 事故時の損害賠償能力                                                  |
|          | 災害発生時等緊急時の対応能力                                              |
|          | 予備車両の状況                                                     |